

双葉町中野地区復興産業拠点の都市計画変更（第2回）について

復興拠点整備と都市計画について

双葉町では、町内の中野地区を復興拠点として位置付け、「新たな産業・雇用の場」と「発信の場」を創出し、町への人の流れを創出します。
（「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」平成28年12月）

中野地区の復興産業拠点は、その円滑かつ迅速な復興及び再生を図るため、平成29年3月23日に都市計画に『一団地の復興再生拠点市街地形成施設※』として位置付け、福島復興再生拠点整備事業として整備しています。

※「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」とは？

→復興再生拠点市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設、特定公益的施設及び特定公共施設です。このうち、中野地区には、特定業務施設、特定公益的施設及び特定公共施設を定めます。

本日の審議会の目的と審議内容

本日の審議会の目的

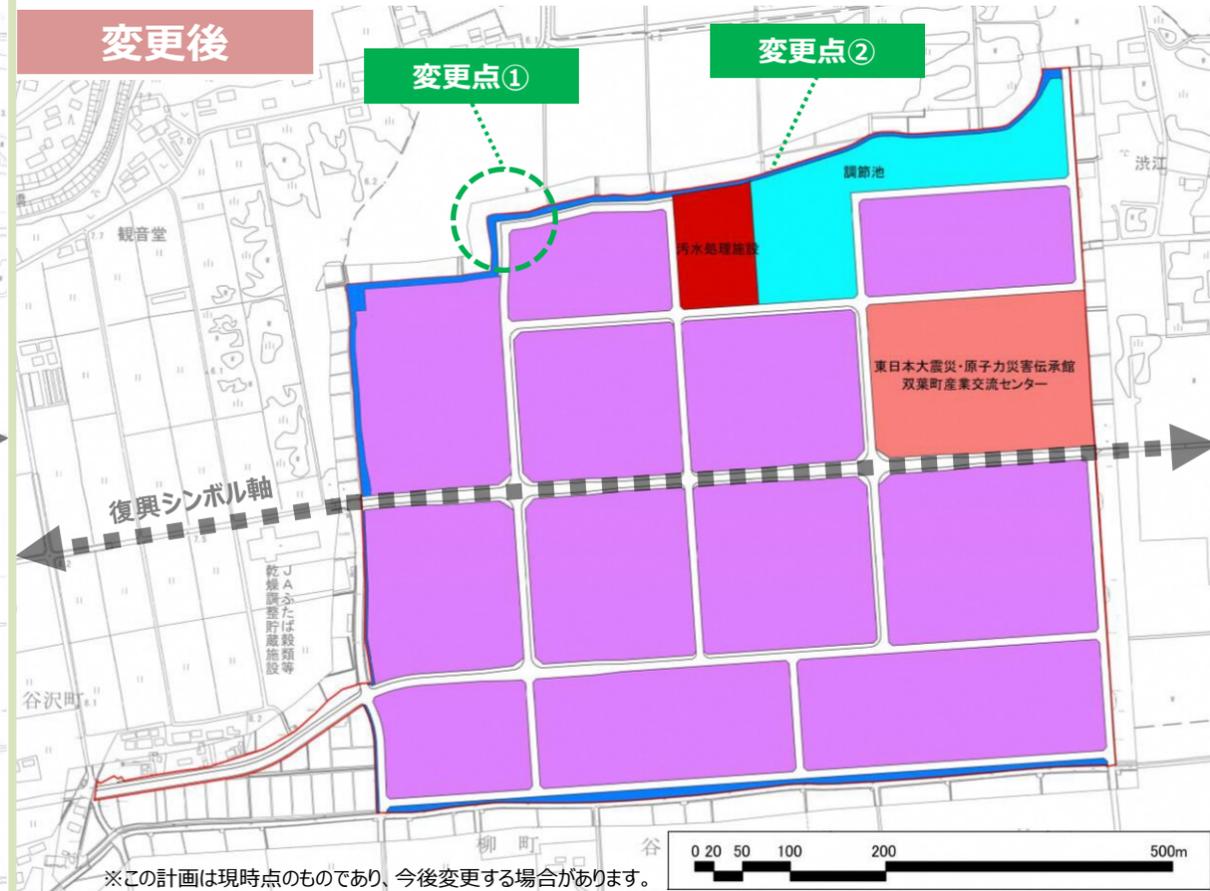
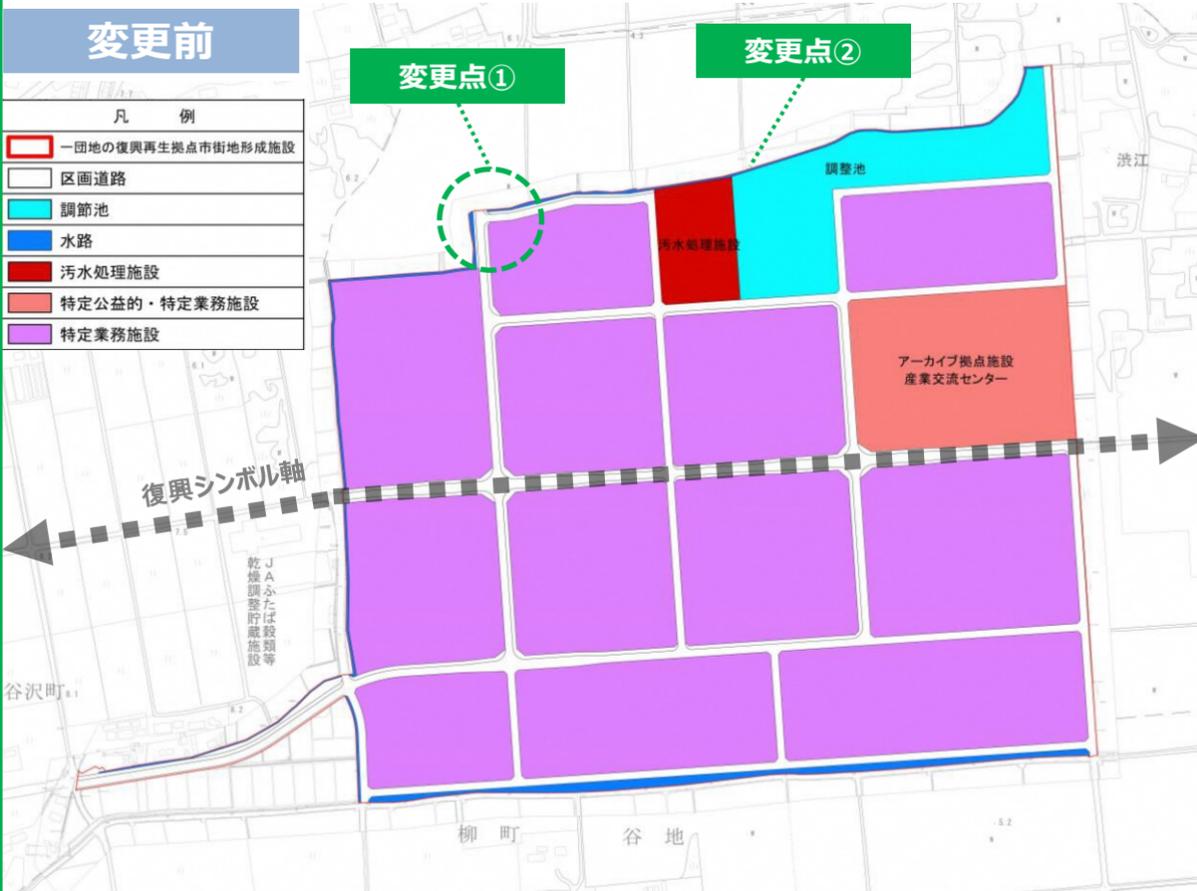
本日の審議会は、平成29年3月23日に都市計画決定した『中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設』に係る都市計画変更（第2回）をおこなうにあたり、その内容を審議いただくものです。

審議内容

中野地区復興産業拠点の都市計画変更（第2回）について

変更内容

中野地区周辺の道路計画の見直しや、中野地区の設計の進捗を踏まえ、土地利用計画を変更します。



地区の概要

①名称
中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設

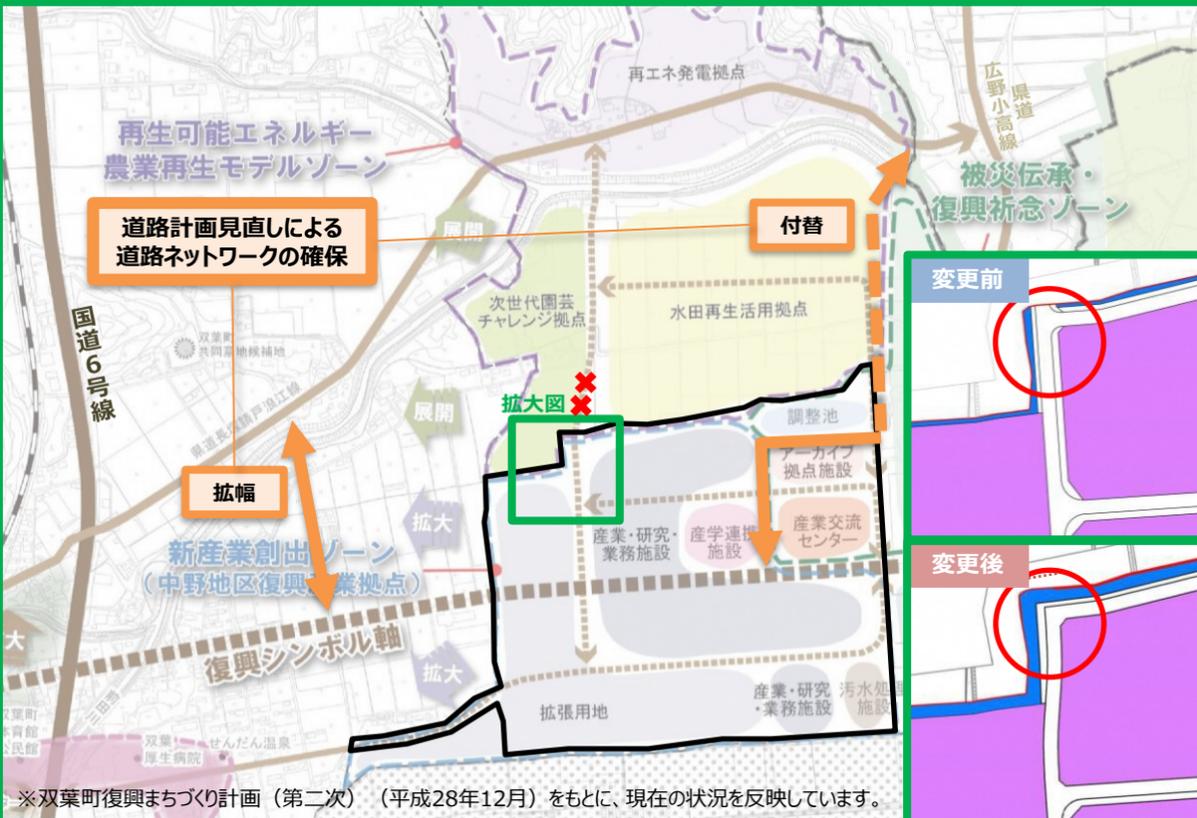
②位置・区域
双葉郡双葉町大字中野宇宮ノ脇、高田、谷地前
及び江又の各一部の区域、字深町、竹ノ花、館ノ内、塚ノ前、堂ノ前及び原田の全部の区域

③面積
約49.6ヘクタール

	単位(ヘクタール)	
	変更前	変更後
特定公益的・特定業務施設	3.7	3.7
特定業務施設	34.5	34.3
特定公共施設(水路・道路等)	11.4	11.6
合計	49.6	49.6

※この計画は現時点のものであり、今後変更する場合があります。

変更点① 周辺の道路計画の見直しによる道路線形の変更



変更点② 水路管理用通路による水路用地の拡幅

設計の進捗により、水路に沿って管理用通路の設置が新たに必要となったため、水路用地を拡幅します。(変更前2.0～5.5m → 変更後4.1～10.0m)



今後のスケジュール(予定)

- 10月23日 住民説明会
- 10月27日～11月10日 都市計画変更案の縦覧
- 11月22日 都市計画審議会
- 11月26日 復興整備協議会
- 都市計画の変更

※双葉町復興まちづくり計画(第二次)(平成28年12月)をもとに、現在の状況を反映しています。